

平成二十二年第十回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年五月二十八日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第十回定例会

一 日 時

平成二十二年五月二十八日

午後一時三十分

二 場 所

特別会議室

三 出席委員

委員長職務代理者

高野照夫

委員

高田昭仁

教育長

小林敦子

四 欠席委員

委員

青山侑介

五 出席職員

教育部長

新井基司

教育総務課長

入野隆二

教育施設課長

樋口隆之

学務課長

三枝直樹

社会体育課長

泉谷直文

指導室長

鈴木清文

南千住図書館長

東山忠史

六

案
件

(一) 審議事項

議案第二十二号

荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第二十三号

荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第二十四号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

(二) 報告事項

ア 荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について

イ 伝統工芸記録映画「伝統に生きる 鑄造 菓子満」について

書	書	書
記	記	記
湯	浅	大
田	沼	谷
道	佳	
徳	子	実

(三)

その他

委員長

ただ今から、荒川区教育委員会第十回定例会を開催いたします。

出席委員数のご報告を申し上げます。四名出席でございます。

会議録の署名委員は、高田委員及び小林委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、議案が三件、報告事項が二件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案の審議を行います。

議案第二十二号「荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第二十二号について説明をお願いいたします。

教育総務課長

ご説明を申し上げます。

議案第二十二号「荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。

本議案につきましては、外国出張の際に旅費として支給をしております支度料の廃止を行うことを内容とする荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等の報酬及び費用弁償に関する

る条例の改正につきまして、平成二十二年第二回区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、区長からの意見聴取があったものでございます。

内容でございますが、荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等が外国へ出張する際に支給されることとなっております。出張期間に支度料、現状では、記載のとおり、一カ月未満の出張の場合、八万六千二百四十円など、出張期間に応じ、それぞれ定額を支給されるものとなっております。但し、この支度料を廃止するものでございます。

現在、荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等を初めといたしまして、私ども区一般職員や特別職も含めまして、公務により出張する際には、それぞれの条例の規定によりまして、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、支度料、渡航手数料の九種の旅費の中から順路により必要な旅費を組み合わせて支給することとなっております。

これらのうち、この支度料につきましては、海外におきまして、日本の品位と体裁を維持するため、背広やスーツケースなど、海外旅行に行く際に必要となる身の回り品をそろえるための手当として、国家公務員に適用されます旅費の規定、国家公務員等の旅費に関する法律において制定されたものでございます。荒川区を初め、多くの自治体におきましては、これに準じて条例化をしております。

しかし、この旅費法制定から既に長い期間が経過し、具体的には、一九五〇年に手当が制定されたものでございますけれども、手当を想定いたしました当時と大きく状況が変わっております。私ども日本国民の生活レベルも向上し、既に海外旅行も特別なものではなくなっていることなどを勘案いたしまして、国におきましては、平成二十一年度より原則不支給に、また

東京都におきましても、昨年十二月に旅費条例を改正いたしましたして、支度料を廃止してございます。さらに、特別区におきましても、現在、六区が特別職、一般職とも支度料を廃止するなど、見直し、廃止の動きが進んでいるところでございます。

この度、このような状況を踏まえまして、荒川区におきまして、本行政委員会委員に関する条例を初めといたしまして、区長等特別職、あるいは私ども一般職員の旅費につきまして支度料を廃止する方向で今回、第二回定例会に関連条例の改正の議案の上程を行うことを予定しているところでございます。

改正条文でございますけれども、議案の後ろに新旧対照表をつけてございます。右側が改正前でございますけれども、現行条例の第五条の二、先ほどご紹介をいたしました九種類の旅費の中から、下線部「、支度料」の部分削除するものでございます。

なお、条例の施行は、公布の日からを予定してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ありがとうございます。

二ページ目に書いてあります、行政委員が外国に出張する場合に支給している支度料を廃止するというご提案でございます。

ご審議をよろしく願います。

ご質問ございますでしょうか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

珍しいね。支度料というのは、食事とかではなく、支度といったら支度なのですね。わかりました。

教育総務課長

通常ですと、身の回り、旅行のためのスーツケースを用意したり、あるいはスーツを用意しなければいけなかったりという状況がかつてはあったのだと思います。このような状況を踏まえて制定されたものだとは伺ってございます。

委員長

ほかにご意見ございませんか

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

ありがとうございます。

議案第二十二号について異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

ありがとうございます。

では、異議ないものと認めます。

議案第二十二号「荒川区行政委員会委員等及び非常勤の監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、「異議なし」と回答いたします。

続いて、議案第二十三号「荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関

する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第二十三号についてご説明をお願いいたします。

教育総務課長

続きまして、議案第二十三号「荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」ご説明をいたします。

本議案につきましても、先ほどの議案第二十二号の行政委員会の委員等と同様に、教育長の外国旅行の際に旅費として支給されております支度料の廃止を行うことを内容とする、荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、区長からの意見聴取があったものでございます。

内容でございますが、ただ今ご説明いたしましたように、荒川区教育長が外国へ出張する際に支給されることとなっております支度料、先ほどの行政委員と同様に、出張期間に応じ、記載のとおり、一カ月未満の場合ですと、現行では八万六千二百四十円を支給することとなっております。まずけれども、この支度料につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

廃止の理由等につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

改正条文でございますけれども、二枚目に改正条文、改正前・後の比較を載せてございます。第三条の二項の中にございます、先ほどの九種類の旅費の例示につきまして、「支度料」及び「九種」といった字句を削除するものでございます。

条例の施行につきましては、公布の日からを予定しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

議案第二十二号とほぼ同じ内容で、教育委員会教育長が外国に出張する場合に支給している支度を廃止するものであります。

ご説明についてご質問ございますでしょうか。

(委員一同 ―― 質疑なし)

委員長

議案第二十三号について意見はありませんね。

(委員一同 ―― 意見なし)

委員長

討論を終了いたします。

議案第二十三号について異議ありませんか。

(委員一同 ―― 異議なし)

委員長

ありがとうございます。

異議ないものと認めます。

議案第二十三号「荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、「異議なし」と回答いたします。

ありがとうございました。

では、本日第三番目の議案です。議案第二十四号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第二十四号についてご説明をお願いいたします。

教育総務課長

続きまして、議案第二十四号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」ご説明をいたします。

本議案につきましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、区長からの意見聴取があったものでございます。

初めに、今回の条例改正の骨子でございます。昨年七月に少子化対策の観点から、喫緊の課題となっております仕事を仕事と子育て等の両立支援を一層推進することを目的といたしまして、三歳未満のお子さんを育児中の労働者に対する所定外労働、いわゆる時間外勤務労働の免除の義務化、あるいは要介護状態にあるご家族の介護を行うために、短期の介護休暇を新設するといった法令の改正がございました。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律と申しますけれども、この法律の改正がなされ、公布をされました。この法改正がいよいよ施行されるといふ状況を踏まえまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきましては必要な規定の整備を行うために、この度条例改正を行うに至ったものでございます。併せまして、母子の保護を図るために、現在、条例におきまして特別休暇として定めております「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改めるといった内容を骨子としたものでございます。

主な改正内容でございますけれども、お手元の資料の「内容」の欄の（一）でございます。

今回の条例改正の一点目の柱でございますけれども、(一)に記載してございますように、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえまして、短期の介護休暇の新設と時間外勤務の免除、さらには深夜勤務の制限についての規定を整備するものでございます。

初めのアでございます。短期の介護休暇の新設につきましては、仕事と介護の両立支援を図るために、要介護状態にあるご家族の通院の付き添い等に対応するために、新たに特別休暇といたしまして、短期の介護休暇、具体的には、要介護状態にありますご家族お一人につき五日、二人以上の場合につきましては十日を上限といたしました介護休暇を新設するものでございます。この介護休暇でございますけれども、特別休暇という位置づけをさせていただく予定でございます。有給の範囲内で休暇の取得ができるというものでございます。

それから、その下のイでございますけれども、時間外勤務の免除でございます。その中の一点目の(ア)でございます。三歳未満のお子さんの育児を行う職員がその子の養育のために時間外勤務の免除を請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除しなければならぬといった法の改正がございました。それを踏まえまして、本条例におきましても、その旨を規定するものでございます。

また、二点目といたしまして、(イ)でございます。小学校就学前のお子さんの育児を行う職員、あるいは要介護者を介護する職員が同様に時間外勤務の免除を請求した場合につきましては、職務に支障がある場合を除きまして、規則で定める時間、具体的には、月二十四時間、年間にいたしまして百五十時間を超える時間外勤務につきましては、これを免除しなければならぬ旨を規定するものでございます。

さらにその下の段でございますが、ウの深夜勤務の制限でございます。現行条例におきましては、小学校就学前の子の育児を行う職員につきましては、深夜の時間帯、具体的には午後十時から翌日の午前五時の間の勤務を免除する規定がございます。しかし、これまでは十六歳以上の同居親族がある場合などにつきましては、当該職員にかわり養育が期待できるとして、深夜勤務の免除の対象から除外をしておりました。今回、法改正を踏まえまして、当該職員の配偶者が深夜、養育できる場合を除きまして、深夜勤務の制限が適用されるように改正をしますのでございます。

以上が今回の育児介護休業法の改正を踏まえた条例の規定の整備に当たる部分でございます。

最後に（二）でございますけれども、妊娠初期休暇の見直しでございます。

こちらにつきましては、これまで私どもは、条例におきまして、妊娠初期、原則といたしまして、妊娠四カ月程度までの間のつわり等、妊娠に起因する症状のための特別休暇といたしまして、妊娠初期休暇といった制度を設けてございます。この休暇を今回の改正に伴いまして、妊娠症状対応休暇といたしまして、対象期間を妊娠期間中全期に拡大いたしました。妊娠後期に発症しやすいと言われております、いわゆる妊娠中毒症等にも対応可能とするなど、母体及び胎児の保護の一層の促進を図ろうとするものでございます。

今回の条例改正の内容は以上でございますが、区的一般職員と同様に、幼稚園教育職員についても法の改正等を踏まえ、規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からを予定してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ありがとうございます。

文京区の成澤区長がお手本を見せたようですね。そして、妊婦に対しても大変豊かな心ある施策のように思います。

どなたか質疑ございますでしょうか。

小林委員

これは既に区の一般職員に関しては適用されているということなのですか。

教育総務課長

今回、法改正を踏まえまして区の一般職員についても同一内容で条例改正を予定しております。

本来ですと、区の条例の多くは幼稚園教育職員につきましても同じ地方公務員という位置づけですので、同様に適用されるのですが、幼稚園教育職員につきましても、給与と勤務時間等につきましても、特殊性があるということ、区の一般職員の条例とは別に制定をされているという経緯がございます。そのため、区の一般職員と同様に、今回、幼稚園教育職員についても同一内容の改正を行わせていただくものです。

小林委員

これは保育園の関係者というか、保育園の職員の場合には。

教育総務課長

区の一般職員に関する条例の中で同様の扱いとなるものでございます。

小林委員

それともう一点なのですけれども、これは少子化対策という点から非常にありがたいし、女性

にとってみるととてもありがたいと思うのですが、育児休業であるとか、介護休業をとったときに、現場で人が少なくなるわけですよね。そうすると、現場のほかの職員の方にし寄せが行かないのかなという、そのような危惧もややありまして、そのあたりというのはどのようにされるのでしょうか。

教育総務課長

今回の改正の中で特別休暇と位置づけられているものについては、短期の休暇でございます。例えばですけれども、要介護者がお一人の場合は五日間、お二人以上の場合については十日間という形で、短期の介護休暇の場合については、基本的には、職場の中でお互いに協力し合いながら、対象になっております幼稚園の場合ですと、園長さんを含めて主任さんですとかが休んでいられる教員の代わりに補助に入るといような形で、臨時的な対応でこういった方の休暇制度を維持できるように努力をしているところでございます。あわせて、育児休業等、長期にわたるものについては、臨時的な任用等の方策もございます。非常勤、期限付の任用の制度等もっておりますので、そういった形でこういった制度が適用できるような条件整備も併せて努力をしているところであります。

小林委員

そうですね。わかりました。

高田委員

幼稚園の教育職員というのは荒川区だけでも、小学校、中学校の教員の場合は東京都でしょう。それはどういうふうになっているのですか。

教育総務課長

基本的には、今回の法律改正の内容は、すべての業種について同様に適用されますので、東京都におきまして同様の趣旨の改正等を行っていると思えますが、区の条例の範囲は、私も区が運営をいたしますます幼稚園教育職員と、それから一般職員についてのみ規定するというものとなっております。

高田委員

わかりました。

委員長

では、議案第二十四号につきましてご意見はありませんね。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

討論を終了いたします。

議案第二十四号について異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第二十四号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、「異議なし」と回答いたします。

次に、報告事項に移ります。

まず、「荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について」のご説明をお願いいたします。

教育総務課長

「荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について」ご報告をいたします。

本件につきましては、社会教育課長よりご報告申し上げますが、本日、児童関連施設の視察により出張のため出席ができません。かわって私よりご説明をいたします。

この度、保持者の方がお亡くなりになりましたため解除をするものでございます。

文化財の名称及び保持者でございますが、記載のとおり、荒川区登録無形文化財工芸技術、仏像・建築彫刻の竹澤省二さんでいらっしゃいます。昭和十年一月にお生まれの七十五歳、東尾久五丁目にお住まいの方でございました。登録年度につきましては、昭和六十三年度でございます。五月二十二日にお亡くなりになったということで、同日付をもって、荒川区登録無形文化財及び保持者の解除をするものでございます。

説明は以上でございますが、本日、ふるさと文化館の館長が同席しておりますので、何かご質問等があればお答えさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ご質問ございますか。

教育長

後継ぎ、継承者はいるのですか。

ふるさと文化館館長

竹澤さんのところは仏具屋さんをやっているのですけれども、その商売上の後継ぎの方はいらっしゃるのですが、竹澤さんの技術そのものをお継ぎになるという形ではまだ把握しておりません。ただ、工房をお持ちでして、そちらに職人さんが何人いらっしゃるので、そちらのほうに

つきましては、また追って調査を行いたいと思っております。

委員長

そのほか追加することはございますか。

ふるさと文化館館長

高田先生がよろこび存じます。

委員長

高田先生、お願いします。

高田委員

竹澤さんは長いお付き合いで、文化財保護推進員を五十七年から十年間、私と一緒にやりました。五月二十二日でしょう、昨日お通夜で、今日お葬式で、午前中に僕は行っていたのです。課長さんが見えていました。区長もお通夜の前に来ていました。

竹澤さんが彫った仏像の彫刻はうちにいっぱいあるのですけれども、今館長が説明したとおり、熊野前商店街の中に仏具店があり、工房はちよつと横道に入ったところですよ。すばらしい職人さんが一緒にいるし、息子さんは藝大の彫刻を出ている。ただ、親父は元来からの職人で、「これはこうやるんだ」などということは一切言わないで、自分の仕事の背中を見せているだけだから、直接、親父から聞いたというのではないだろうけれども、息子さんは息子さんなりに今いろいろな彫刻作品をやっています。ただ、昔からの職人さんだから、一体をつくって、それを全部自分で仕上げるという芸術家と違って、仏像は彫るけれども、後の箔押しとか、塗師とか、全部回して作品ができる。

いわゆる職人で、彫るのが専門ですね。すばらしい職人さんがあと二人いらしたのだけれども、

今一人なのかな。職人は職人の世界があると言って、竹澤さんは職人調査に余り協力的ではなかった。職人が表に出ちゃいけないんだというようなことを言っていた人だから、自分のところの職人の調査はさせなかったね。

ふるさと文化館館長

そうですね。残念ながら、私が行ったときには、お名前ですとかも教えていただけなくて、ただ見ているだけでした。

高田委員

大変いい腕を持った職人さんなのだけれども、荒川区ではなくて足立区に住んでいるのではないのかなと思うのだけれども。息子さんは荒川区に住んでいます。多分、立派な後継ぎになると思います。

ふるさと文化館館長

仏像彫刻だけではなくて、こちらに「建築彫刻」とありますけれども、作品の例としまして、尾久八幡神社のみこしを乗せる鳳車という非常に大きな車があるのですけれども、その彫り物は竹澤さんがまだ三十代だったとかお聞きしましたが、若いときの作品で、たしか五、六年前ですか、その前でなでるように手入れをしていたのを拝見したことがあります。非常に精緻な彫り物で、ああいったものも何十年もすれば文化財の対象になるかなというぐらいすぐれたものだと思います。

高田委員

八幡神社はお祭りが終わると全部、竹澤さんのところに持ってきて、分解してまたつくり直すというようなものですから、手入れはきちつとやっていますね。

委員長

残念でしたね。七十五歳で若いですものね。

ふるさと文化館館長

そうですね。

委員長

そのほかご質問ございますか。

なければ、今日は竹澤省二さんに関連することなのですが、少しスイッチオフして、映画を見ていただくことになると思います。

「荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について」の説明は既に終わりましたので、今度は、ほぼ同じ、ご健在なのですが、「伝統工芸記録映画『伝統に生きる 鑄造 菓子満』について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

引き続き、私より冒頭のご説明をいたします。

お手元にチラシがございましたけれども、この度、平成二十年度に荒川区登録無形文化財保持者に認定をいたしました鑄造の菓子満さんの技術を紹介いたしました伝統工芸技術記録映画を作製いたしましたので、本日、ご報告するとともに、ご覧いただくものでございます。

この「伝統に生きる」シリーズでございますけれども、昭和六十年より、区の指定無形文化財の保持者の伝統工芸技術を記録し、広くご紹介することによりまして、伝統工芸技術に対する理解、関心を深めていただくこと等を目的に制作をしているものでございます。

詳細につきましては、ふるさと文化館の野尻館長からまた補足をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ふるさと文化館館長

映像を見ていただくと、菓子さんの技術のすばらしさがおわかりになっていただけたかと思えます。

以前にもこちらでご報告させていただきましたが、菓子さんは西日暮里にお住まいの、藝大の近くに工房を構えていらっしゃる職人さんです。菓子さんの技術の特徴的なことは、日本古来の鑄造の技法を伝承しているということにあります。それも映像の中で出てきますけれども、江戸時代に活躍しました西村和泉守という職人がいるのですが、この西村和泉守の技術を正統に受け継いでいるお宅でお生まれになっております。区内に残っている西村和泉守の作例も映像の中に出てきますので、ぜひ注目していただければと思います。

奈良の大仏さんですか、文化財級の仏像、または彫像の修理ですとかも手がけております。三十分の大作になっておりますけれども、映像の中に盛り込まれておりますので、一度映像を見ていただきなごら、またお話できればと思います。

委員長

坂本龍馬の像の修復もなさっているんですね。

ふるさと文化館館長

はい、そうです。話題の人がいっぱい映像の中に出てきます。

委員長

朝倉さんがつくったのではないのですね。菓子さんなのですね。

ふるさと文化館館長

菓子さんは古い彫刻の修理もたくさん手がけておりました、そういった方の作品を鑄造の像として仕上げることもやりますけれども、非常に古い技法を持っておりますので、実は、戦前の彫像の修理もたくさん依頼されているそうです。坂本龍馬像もその一つなのです。

委員長

坂本龍馬像は海の真ん中の桂浜に立っているのですから、汚れてしまっただろうというふうなイメージはないでしょうね。

高田委員

それを修復したんだ。

(ビデオ上映)

ふるさと文化館館長

通常ですと二十分程度の作品が多いのですけれども、どうしても工程が収まり切れないということ、濃厚だったかと思うのですけれども、三十分の内容になりました。

今日ご覧いただきましたのは、以前、先生方にもご紹介いたしました文化館の前に建っております橋本左内の墓旧套堂の中に収めるものとして、菓子さんにつくっていただいたものなのです。もともと二十センチ程度の小さい焼き物の橋本左内像を福井県のほうからご寄贈いただいたのですけれども、それを見た菓子さんが、この大きさではあのお堂には合わないよということ、もうちよつとバランスがいい大きさに僕が拡大しようかと最初に言っていたいただきました。こちらの要望ではなくて、菓子さんのほうからあのお堂に合った大きさを考えていただいたのです。先ほどのものは五十七センチぐらいの大きさです。

おととい文化財保護審議会がありました、美術史の先生が、あれは拡大する作業が非常に難し

いとおっしゃっていました。菓子さんは藝大を出られておりますので、そこができる鑄造の職人さんというのはなかなか珍しい方で、もとの芸術家としての技術ですとか、センス、それプラス職人としての鑄造の技術が組み合わさってできた作品だねというようなご批評をいただきました。

映像を見ていただくと、長時間にわたって作業が続いているのがわかると思います。菓子さんの着ている衣装を見ていただくと、最初は涼しそうなシャツを着ているのですけれども、最後はカーディガンを着ています。小さいところの拡大から始めて、全工程で四カ月ぐらいかかっているのです。菓子さんには申しわけなかったのですけれども、映画会社とのすり合わせの都合で、本当は一気につくり上げたかったところを少しずつ、カメラマンですとか、監督さんとお話をしながら、インタビューも撮らせていただきながらつくっていただいたものですから、ちよつとお疲れになったかなというのは申し訳なかったところです。ただ、菓子さんもとても楽しくおつきりになっていただいで、日本古来の技法を使いながら、歴史的な人物である橋本左内像をつくっていたいただいたという事で、非常に意義のある仕事をさせてもらったと。

最後にちよつとだけ映っていた不思議な、ドン・キホーテみたいな作品がありますけれども、あれは淀井敏夫先生という、ああいった針金を曲げたような作品をおつくりになる先生のものを、ああいった細かい仕上げがまたお上手な職人さんですので、左内像の拡大する技術と、細かい作業もやっていたかどうかという事で、区のほうで二体買い上げさせていただきました。

左内を幾つものつくるつもりではないのですけれども、作品として大事なものですから、型も収蔵庫に収めさせていただいております。

何かご質問があればお答えいたします。

高田委員

大変すばらしい映画です。鑄造はお金がかかる。「真土（まね・マネー）」ということ。
ふるさと文化館館長

そうですね。「真土（まね・マネー）」ですね。
委員長

「真土（まね）型」とよくわかりましたよ。
高田委員

先ほどの映画で、流し込んだすぐ後にもう壊しの画像になった。そこまで冷ましがあるのだけれども、入れたばかりでもう壊しちゃうのかなと思ったけれども。
ふるさと文化館館長

はい、冷ましがあるのです。ちよつと飛んでいるところがありますが、金属が冷めてから外して、バリをとって、最後に仕上げていただくということになります。

お堂の中に設置するのもご自分で工事をされました。動かないようにちゃんとボルトでとめてあるのです。

先ほどいっしょに映っていた方はお弟子さんではない、要するに、修業しているわけではなくて、菓子さんの技術を慕って、ほかからときどき来ていただいている方だということなのです。藝大生もときどき菓子さんのところに来てお勉強されているということなのです。直接のお弟子さんというのはいらっしゃらないのですけれども、逆に、菓子さんがあちこち出向いたり、飛び入りで入ってこられるような方のご指導をされたりして、技術は伝承されている。区内に弟子がいれば一番いいのですけれども、そのような技術の伝承の仕方もあるのかなと考えております。

小林委員

江戸時代の西村和泉守の技術を伝承しているということなのですけれども、日本全国で見るとその技術を伝承されている方というのは多いのですか。

ふるさと文化館館長

どのぐらいいるか把握はしておりませんが、今国のほうの調査がありました、菓子さんを把握したいということで調書を出しております。恐らく、江戸から実際に引き継いでいらっしやるというのは、東京ではまずいなと思うのです。ただ、関西のほうはまた違うところですので。東京では、西村和泉守の直系というのは菓子さんのお宅だけだと思うのですけれども。

先ほど浄光寺さんの仏像が出ておりましたけれども、仏像だけではなくて、梵鐘ですとか、小さい鐘ですとか、西村和泉守のいろいろな作例が残っております。汐入のほうの念仏講に使っていた叩き鐘ですとか、そういった小さい作品も残っております。だから、文化財としては、区民も、私どもの展示で西村和泉守は聞いたことがあるなというような、ある意味、大変身近な江戸時代の職人だと思います。

高田委員

これは流し込む金属というのは、材料は？

ふるさと文化館館長

これはブロンズ像に仕上げましたので、青銅を入れているのですけれども、仕上げのときに緑色の塗料は今回塗っていないです。

高田委員

塗るでしょう。

教育長

そのままでしょう。

ふるさと文化館館長

はい。

高田委員

でき上がって出てきたときというのは、銅だから、銅の色でしょう。

ふるさと文化館館長

そうです。ちよつと色が黒っぽい感じに上がっていますけれども、ブロンズ像として仕上げているのだと思います。

高田委員

うちの大仏さんは、さつき亡くなった竹澤さんがつくったのです。つくったというのは、塑像まで。それを型にして、福井じゃないな……。

ふるさと文化館館長

富山の高岡ですね。

高田委員

やっぱりこういうふう流し込んで、銅でできてきたのだけれども、でき上がったときは十円玉みたいな色だった。それで、何色にしますかと、深い緑とか、茶色とか、いろいろな色ができるらしい。これは壊しているときにそのままあいう色で出てきたから、ああいう色で出てくるのかなと思っていました。

ふるさと文化館館長

お寺さんなどは、外に置いてあるお地藏さんですとか、緑色のものは結構多いですけども、好みというか、用途にもあるのだと思うのです。今回はこちらで指定したわけではなくて、全部、菓子さんにお任せしてやっていただきました。

高田委員

昔ながらの像でドーンという重さを感じる。重厚感があるね。最近技術がどんどん薄くなっていて、昔の大仏さんなどは重たくてしようがなかったけれども、今すごく薄くできる技術になって軽くなってきた。

小林委員

そうなのですか。

ふるさと文化館館長

菓子さんの指を見ていたかと思うのですが、職人というのは道具以外に、手はもう道具なのだという典型的な指をされていると思うのです。土をこねている間に変形していくのですけれども、あれがまた道具になっている。

高田委員

すばらしい。

委員長

荒木田土とありますね。これはどこにあるのですか。荒川区ですか。

ふるさと文化館館長

荒川区の荒木田からとれる荒木田土が非常に有名ですけれども、現在では、荒川区ではとっておりませんで、東京の近郊の農村地帯とかでとれる土を使っています。これについてはこの産

地かというのは確認しておりません。

委員長

相撲の土俵に使うのが荒木田なのですね。

ふるさと文化館館長

そうですね。

高田委員

粘土質のそういう土は最近ではみんな荒木田という名前がつくらしい。もともとは町屋の荒木田からのものだった。

委員長

ありがとうございます。おもしろかったです。

以上でございます。

事務局からご報告、連絡事項はございますか。

教育総務課長

本日お手元に教育委員会の日程を配付させていただきました。前回配付のものと特に変わってございませんけれども、参考までということです。

それからもう一点、社会教育課のほうから、「作家・吉村昭の交遊録」と題しましたチラシをお預かりしてございます。

こちらについても、館長から補足のご説明をいたします。

ふるさと文化館館長

毎年、吉村昭のコレクションの中から文学館担当が選んで、テーマをつくってご紹介しており

ますけれども、今回、「作家・吉村昭の交遊録」というタイトルで展示をさせていただきます。

これは学芸員が話していたエピソードですけれども、吉村さんはご夫婦がとても仲がいいという事は皆さんよくご存じだと思います。あと、体が弱かったことで、遊びといえば本を相手にしていたりとか、おうちで凧を揚げたりとか、そういった暮らしぶりだったということとはよくご存じだと思いますが、シャイな方なので、どうもお友達の広がりがないかなと思います。この写真をあえて選んだのは、一番のお友達というか、親友は妻である。これは先生がおっしゃっていたわけではないのですけれども。結果、一番親しくして、彼を理解していたのは奥様の津村先生なのでないかというようなことを感じたと言いながら展示の準備をしておりました。勿論、先生のお友達が少ないといいながらも、いろいろな作家さんとの交流はありますので、そういった資料をお出ししていきます。

後ろ側を見ていただきますと、これも非常に面白い挿絵です。「ぼく『食べさせていただく人』と昔のコマーシャルのようなものですが、これは、ご夫婦のイラストなのです。こういったところも、奥様とお話ししながら展示の準備を進めているようなので、ぜひご期待ください。今講演会の参加者の応募も受けておりますけれども、たくさんの方の応募はがきが来ているそうです。百名と少ない人数しか参加できないのですけれども、非常に反響が大きいです。

小林委員

津村節子先生は恰幅がよろしいのですか。

ふるさと文化館館長

いえ、スリムなのですよ。

教育長

今でもこんな感じ。

小林委員

そうですか。では、この絵は何でしょう。

ふるさと文化館館長

非常にかわいらしいというか、お美しい、お洒落な先生です。これは多分、極端にお描きになったのではないかと思います。

教育部長

ほっそりしていますよね。三月の終わりにご挨拶に行ってきたのですけれども。犬の脇にいらつしやる、こんな雰囲気ですよね。

ふるさと文化館館長

そうですね。今でもこんな感じの、本当にお洒落です。私がお会いしたときには着物を着ていらつしやいました。

高田委員

「亭主の家出」の本は読んだことがないのだけれども、吉村昭さんが主人公なの？
ふるさと文化館館長

そうですね。今回、三井永一さんという挿絵作家さんの絵を紹介できたというのが一押し作品だそうですね。これから逆に、吉村さんがこの人に絶対描いてほしいとか、そういった形の交遊関係というのものもあるのだと思うのです。

高田委員

この挿絵で読みたくなるね。

ふるさと文化館館長

そうですね。

小林委員

そうですね。おもしろい。

ふるさと文化館館長

やはり、文学館の展示というのは、本だけを眺めているのではなくて、それをきっかけにその先生の作品に手が伸びるといい展示かと思えますので、今回、恐らくそういった内容の展示になるかと思えます。

南千住図書館ともまた協力して、展示と近くのところ先生の本を配架するようにやりたいと思います。

委員長

ありがとうございます。

そのほかございますか。

では、ないようですので、第十回の定例会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

――了――